

意思表示の瑕疵（虚偽表示②類推適用）

©甲斐行政書士事務所

1 はじめに

第94条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

民法が、起こり得る様々な紛争に予め明文化して備えておくことは不可能であるから、類推適用が認められなければ人々の利害対立を調整する準則が無いことになってしまうため、類推適用が広く認められている。

94条2項の要件を厳密には満たさない状況に対して、その条文の趣旨を考慮し、同様の効果を認めている。

例えば、真の権利者が相手方と通謀して虚偽の意思表示をしていない場合、94条2項を直接適用して、第三者を保護することはできない。

94条2項の類推適用が問題となる事例は、このような通謀虚偽表示が存在せず、94条1項の適用場面ではないが、通謀虚偽表示をしたのと同視できる程度の真の権利者の帰責性により、他人が権利を有するかのような虚偽の外観が存在する場面である。

虚偽の外観を意識的に作出した真の権利者の帰責性 VS 外形に対する信頼保護の必要性

判例法理は、本人の帰責性を何に求めるかという点や、その本人の帰責性との関係で「第三者」の保護要件として善意のみならず無過失まで要求すべきかという点を類型化して整理している。

2 類型化の一例

(1) 外形意思対応：外形自己作出型（第三者は【善意】のみで保護される。）

最判昭和45年7月24日など

真の権利者

→自ら第三者の信頼対象となる外観を作出

真の権利者が強制執行逃れのため、相手方に無断で不動産所有権移転登記をしたため、相手方がこれを奇貨として、善意の第三者に売却した。

意思表示の瑕疵（虚偽表示②類推適用）

©甲斐行政書士事務所

（2）外形意思対応型：外形他人作出型（第三者は【善意】のみで保護される。）

最判昭和45年9月22日など

真の権利者

→自ら外観を作出していない

→他人が作出した外観の存在を知らず、明示又は黙示に承認して放置

真の権利者は、自己が知らないうちに不動産が相手方に登記移転されていたことを承認しながら、4年も放置した。

（3）外形意思非対応型（第三者は【善意】【無過失】で保護される。）

最判昭和43年10月17日など

真の権利者

→不動産の虚偽仮登記の外観作出に関与

虚偽仮登記名義人

→勝手に本登記に変えて第三者に売却した場合など

真の権利者が相手方と売買契約をしていないのに、通謀虚偽表示によりその予約を仮装して仮登記して、虚偽の外観作出に関与したが、相手方が無断で本登記に発展させ、その不動産を第三者に売却

※真の権利者一定の外観作出に関与したが、その範囲を超える外観が借り登記名義人により作出された事例

意思表示の瑕疵（虚偽表示②類推適用）

◎甲斐行政書士事務所

外形意思非対応は、権限逸脱行為が介在した場合に類似することを理由に

94条2項+110条も類推して善意+無過失を第三者保護要件として要求していると説明する見解がある。

最判昭和43年10月17日は、「民法94条2項、同法110条の法意に照らし、外観尊重および取引保護の要請というべき」と判示する。

110条の法意を持ち出すことには、第三者の主観的保護要件に【無過失】を加える場合と、真の権利者の帰責性を根拠付ける場合とがある。

真の権利者の帰責性=虚偽の仮登記に関与=94条2項を類推適用できる基礎

第三者=信頼した虚偽の外観につき、真の権利者が認識していない

↓

利益衡量上、第三者の保護要件を加重し、Cに無過失を要求したい。

94条2項と同様の権利外観法理のあらわれである110条の無過失要件を流用するため、94条2項、110条の法意という理論構成を採ったと分析されている。

※顕名（99条1項）をしていないから代理と異なるが、本人の意思（仮登記までの虚偽外観）の範囲を超える外観（本登記の虚偽外観）の作出につき本人の責任が問われるべき事案という点で110条適用場面と類似する。

（4）外形与因型（第三者は【善意】【無過失】で保護される。）

最判平成18年2月23日など

真の権利者

➡虚偽外観作出や、存続に意思的関与をしていない。

自ら外観を作出したり他人が作出した外観を明示又は黙示に承認しあえて放置したりしたのと同視できる程度の著しい不注意がある。

意思表示の瑕疵（虚偽表示②類推適用）

©甲斐行政書士事務所

94条2項+110条も類推して善意+無過失を第三者保護要件として要求していると説明する見解がある。

以上